

1. 「加害者を知りたる時より3年間」経過したか

◇最高裁昭和48.11.16 判決文

民法724条にいう「加害者を知りたる時」とは、同条で時効の起算点に関する督促を設けた趣旨に鑑みれば、加害者に対する損害賠償が事実上可能な状況のもとに、その可能な程度にこれを知った時を意味するものと解するのが相当であり、被害者が不法行為の当時、加害者の住所氏名を的確に知らず、しかも当時の状況において、これに対する賠償請求権を行使することが事実上不可能な場合においては、その状況が止み、被害者が加害者の住所氏名を確認したとき、初めて「加害者を知りたる時」にあたるものというべきである。」

熊本：地裁判決平成17.9.15は、「……と解するのが相当である」までの青字部分を引用、後段を省略している。意図的な部分引用というほかない。

◇西荳章・園部逸夫『国家賠償法』§4[民法の適用]

p.483 「損害を知る」とは、単に損害が発生したことを知るだけでは足りず、加害行為が不法行為であることを知ることが必要である。

p.483-484 「加害者を知る」とは、加害公務員の名前まで知る必要はなく、加害公務員の行政組織法上の地位を知れば足りる。これは、「加害者」は、国賠法上は、国・公共団体であって、当該公務員ではないからである。この点では、学説は大体一致している。

熊本：加害者が国家（公務員）の場合、氏名を知らなくても役職を知れば足りるという説（被告は最終準備書面6頁で引用）だが、氏名か役職のいずれかは知らなければならないはず—最高裁昭和48.11.16に照らせば明らか。

p.484 「国が賠償義務者であることを知っただけでは加害者を知ったというには不十分であり、当該公権力の行使に当って職務上の過失ある作為又は不作為をなした公務員を知るに至らなければ、加害者を知ったということとはできない」（東京高裁昭和54.10.18）

熊本：当該公務員を氏名か役職で特定できなければ、加害者を知ったことにはならない。

◇松久三四彦『時効制度の構造と解釈』（2011.3.10）

・三年時効が進行するには、単に損害と加害者だけでなく、不法行為であること（違法性、因果関係）を知ることも必要であると解されている。

判例：大審院大正7.3.15 「単に損害と加害者だけでなく、不法行為であることを知ることにも必要である」。

最高裁昭和43.6.27 「単に損害を知るに止まらず、加害行為が不法行為であることをもあわせ知ることを要する」。

熊本：不法行為であることをも知ることが必要。

結論：島崎さんは、加害者の氏名・役職を知らず、不法行為であることも知らなかったから、時効は完成していない。

## 2. 島崎氏が「放置」していたか

### ◇最高裁平 14. 1. 29 日判決

「民法 724 条の短期消滅時効の趣旨は、損害賠償の請求を受けるかどうか、いかなる範囲まで賠償義務を負うか等が不明である結果、極めて不安定な立場に置かれる加害者の法的地位を安定させ、加害者を保護することにあるが、それも、あくまで被害者が不法行為による損害の発生及び加害者を現実認識しながら3年間も放置していた場合に加害者の法的地位の安定を図ろうとしているものにすぎず、それ以上に加害者を保護しようという趣旨ではないと言うべきである。」

熊本：島崎さんは加害者を知らなかったのであり、加害者を認識しながら放置していたわけではない。

### ◇平野裕之『民法総合6 不法行為法 第3版』

- ・3年の消滅時効の起算点（著者は③を否定、②に留めるべきという説）
  - ①現実認識必要性（損害および加害者についての現実の認識が必要） **○通説**
  - ②現実認識不要説（重過失を認める） **島崎氏に重過失のない本件には当たらない**  
被害者が別段の労力・費用を要せずに損害を確知できる場合
  - ③現実認識不要説（過失まで拡大） **島崎氏に過失のない本件には当たらない**

### ◇酒井廣幸『損害賠償請求における不法行為の時効』

熊本水俣病第一審判決（熊本地判昭 48. 3. 20） 判時 696・15

加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況のもとに、それが可能な程度に具体的な資料に基づいて、加害者ないし損害を認識し得た場合とした上で、被害者が具体的な資料に基づかないで主観的に疑いを抱いたり、推測したりしただけでは、事実上損害賠償請求権の行使はできないから、知ったということとはできない。

- ・裁判上でも A, B, C の説がある（証拠固めは  $A < B < C$ ）。

#### A 訴え提起できる程度

在宅投票制度廃止等違憲国家賠償訴訟札幌地裁小樽支部 S49. 12. 9

資料を集め、訴訟を提起できると確信してから5カ月後に提訴。∴時効は未完成。

#### B 訴え提起後の訴訟遂行が可能な程度（著者はB説）

尼崎大気汚染公害訴訟神戸地判平 12. 1. 31

信頼性のある実験的知見や疫学的知見が得られた段階

#### C 勝訴の可能性がある程度

松山地判昭 62. 2. 23

結論：島崎さんは「放置」していたわけではなく、訴訟の可能性を追求・調査していたのだから、A, B, C のいずれに基づいても時効は完成していない。